

「就労選択支援」のご案内

「就労選択支援」とは

障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

【ポイント1：作業を通じた就労能力などの把握（＝アセスメント）】

ご本人に、実際の作業などを行っていただき、就労の能力、強みや特性、就労に関する意向や必要となる配慮などの情報を、事業所の支援員と一緒に整理していきます。

【ポイント2：地域の関係機関による支援の検討（＝ケース会議）】

ご本人やご家族、市町村や相談支援事業所などの関係機関が集まって、アセスメントの情報を共有し、ご本人が自分に合った就労先や働き方を選択できるよう支援します（アセスメントシートが作成されます）。

【ポイント3：事業者等との連絡調整】

アセスメントシートをもとに、事業所の支援員が障害福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関を利用するための連絡調整を行います。

【メリット】

ご本人に合った働き方を見つけやすく、主体的な意思決定が可能となることで、就労とのミスマッチを防ぐことができます。



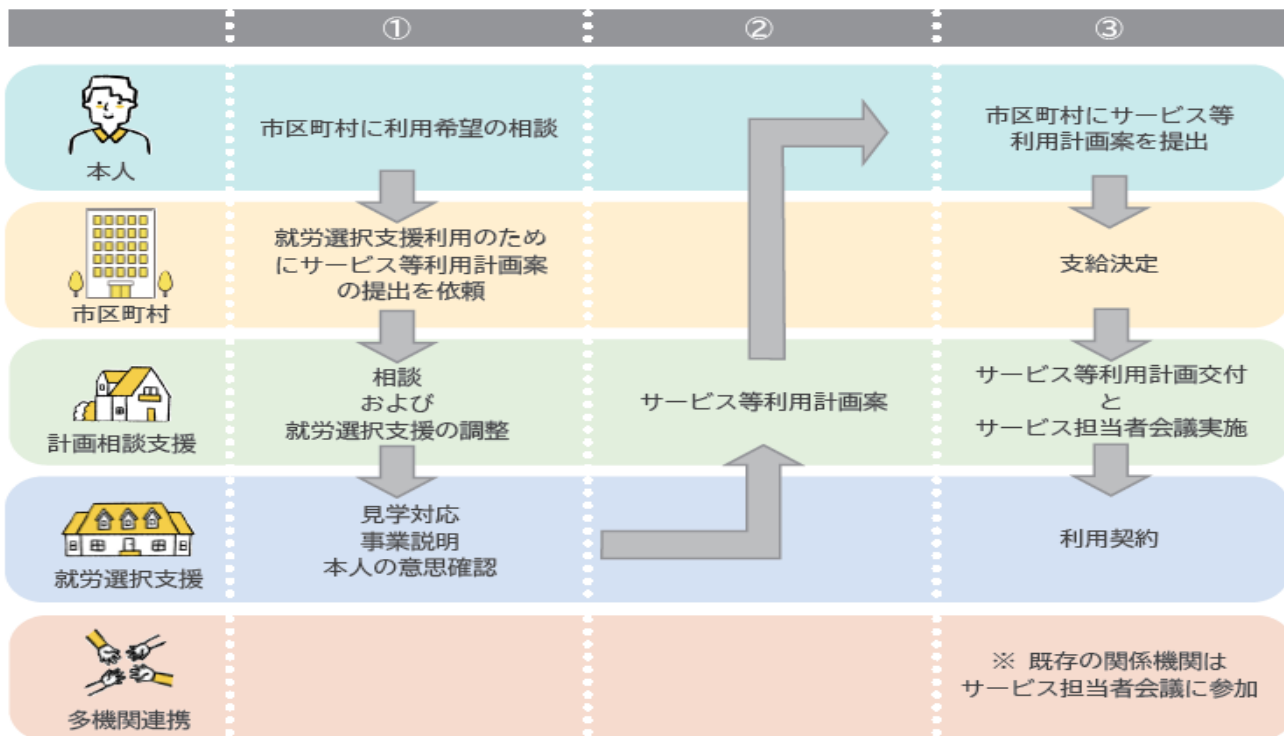
【対象者】

○企業等で働いた経験がなく、新たに働く意向のある方

○特別支援学校等に在学中の方

※就労継続支援A型、B型を利用中の方、50歳以上の方、障害基礎年金1級受給の方、就労経験があって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった方については希望により就労選択支援を利用できます。

しゅうろうせんたくしえん りょう なが
・就労選択支援を利用するまでの流れ



しゅうろうせんたくしえん しきゅうけっていご なが ひょうじゅん げつ
・就労選択支援の支給決定後の流れ (標準1か月)

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



しゅうろうせんたくしえん りょう かん そうだんさき
●就労選択支援の利用に関する相談先

・ノース工房 稚内市恵比須4丁目6番5号 電話 0162-23-6603

・市町村の障がい福祉担当窓口や最寄りの相談支援事業所にご相談ください。